

登録配管基幹技能者講習を受講される皆様へ

助 成 金 の ご 案 内

本登録講習受講への助成措置については、厚生労働省の「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）」が活用できる場合があります。**希望される方（ご質問も含む）は、都道府県の労働局または、最寄りのハローワークにお問い合わせください。**

※登録配管基幹技能者講習委員会事務局へお問い合わせいただきましても対応できかねます。

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の概要

1. 支給対象者 中小建設事業主
(注)「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける中小建設事業主
2. 助成の対象となる技能実習
建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
3. 助成額（雇用保険被保険者数が20人以下の場合の例）
 - 経費助成
委託費（受講料）の3/4（48,000円×3/4＝36,000円）
 - 賃金助成
9,500円／1人・1日 《10,450円》
《》：建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合

【 受講証明について 】

登録配管基幹技能者講習を受講後、助成金申請を行う事業主は、支給申請書（建技様式第3号、同別紙1）をハローワーク等より取りよせ、「建技様式第3号別紙1」に必要事項を記載し、**返信用封筒（切手貼付）**を同封の上、登録配管基幹技能者講習委員会事務局宛に送付してください。事務局で受講確認・受講証明欄（③-1. ③-2）に記入を行い返送いたします。

※受講証明欄（③-1. ③-2）は、空欄のまま送付をお願いいたします。（裏面参照）

【 支給申請の手続き 】

人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号、同別紙1）及び必要書類などを、技能実習を終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に、申請者の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

なお修了証について、合格認定・修了証作成等に時間がかかるため、助成金申請の際、修了証は届き次第提出する旨を労働局担当者へ伝えてください。